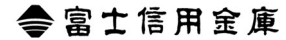


代金取立規定



第1条（契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の代金取立手形預り証等の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第2条（取扱証券類）

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

第3条（対象となる手形・小切手）

対象となる手形類は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。

（支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は、代金取立受付の対象外となります。）

第4条（要件の補充等）

- （1）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （2）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- （3）手形・小切手の取立にあたっては、複記のいかんに関わらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第5条（手数料等）

- （1）代金取立の受託にあたっては、ホームページ、店頭掲示およびその他の適切な方法によりお知らせした代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、ホームページ、店頭掲示およびその他の適切な方法によりお知らせした手数料を別途にいただきます。
- （2）特別な依頼により要した費用は、別途いただきます。

第6条（発送）

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

第7条（引受けのない手形等の取扱い）

- （1）引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信することとどめ、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- （2）手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

第8条（取立代金の入金）

- （1）手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- （2）「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。
- （3）取立代金入金後は、「代金取立手形預り証」は無効とします。

第9条（証券類の不渡り）

- （1）証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、「期日入金手形」については、その金額を預金元帳から引き落します。
- （2）不渡りとなった証券類は、当店で返却するため、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- （3）前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、権利保全の手続をします。

第10条（証券類の組戻し）

- （1）証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前営業日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- （2）組戻しをした証券類は、当店で返却するため、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

第11条（証券類の喪失、通信の遅延等）

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷、または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

第12条（譲渡、質入れの禁止）

代金取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第13条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢、その他の状況の変化およびその他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のホームページへの掲載による公表およびその他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2025.08)